

自立生活センター アークスペクトラム 規約

第1条(名称)

本団体は、「自立生活センター アークスペクトラム(C I Lアクスぺ)と称し、以下敬称を用いる」。

第2条(目的)

C I Lアクスぺは、障害種別を問わず、障害者の自立生活にかかる支援を目的とする事業を行う。

第3条(事業)

- (1)ピア・カウンセリング
- (2)自立生活プログラム
- (3)介助派遣
- (4)障害者リーダー養成
- (5)権利擁護活動
- (6)情報提供

第4条(組織)

- (1)意思決定機関の責任および実施機関の責任者が障害者であること
- (2)意思決定機関の構成員の過半数が障害者であること

第5条(運営)

- (1)C I Lアクスぺには代表者1名、事務局長1名、運営委員若干名を置く
- (2)C I Lアクスぺの事業における組織は、運営委員会が決定し、監督する
- (3)C I Lアクスぺの運営は、正会員の会員費及び賛助会員の会費、その他資産によって行う。
- (4)C I Lアクスぺの存続に関わる事項は、運営委員会の総意のもとに速やかに協議する。
- (5)C I Lアクスぺの活動に関して、運営委員会は連帯して責任を負う。

第6条(会員)

- (1)C I Lアクスぺの趣旨に賛同し、事業の提供または利用する者を正会員とする。
- (2)C I Lアクスぺの趣旨に賛同し、資金面からの協力する個人ならびに団体を賛助会員とする。
- (3)C I Lアクスぺの趣旨に賛同し、機関誌を購読する個人ならびに団体を読者会員とする。
- (4)C I Lアクスぺの年会費は正会員一人3000円、賛助会員(個人、団体に関わらず)一口3000円、読者会員年間500円とする。
- (5)C I Lアクスぺの入会は会費を納入した月に始まり、会費は初年度納入月より起算した次年度までに支払う。
- (6)C I Lアクスぺの会員、賛助会員及び読者会員は毎年定められた年会費を納めな

ければならない。

(7)本団体の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日までとする

(8)C I Lアクスペの会員の権利は、(正会員、賛助会員に関わらず) 予算や決算に関する年次報告会への出席ができる。正会員の義務にもとづき運営に関する情報開示の請求ができる。

(9)会員の資格は、以下の事由に当てはまるときに喪失する。

- ①会員が脱会または死亡したとき
- ②本団体が解散したとき
- ③年会費を未納の時
- ④本団体の規約及びその他定める規程等に著しく違反したとき
- ⑤会員資格を喪失した時点で、その権利は失効し義務は免れる

第7条(資産)

(1)C I Lアクスペの資産は以下の構成による

- ①当該規約に定める会員費ならびに賛助会員費
- ②助成金
- ③寄付金
- ④事業収入(講演活動など)

(2)C I Lアクスペの会計にかかる予算は運営委員会の承認を得て定める。ただし、予算が可決されるまで前年度の予算を基準として執行する。決算は次の年度に運営委員会の承認を得なければならない。

(3)この規約の変更は運営委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。

(4)本団体の解散は運営委員会の4分の3以上の賛成を必要とし、残余財産の処分は運営委員会によって決定する。

第8条(事務局所在地)

本団体の所在地は、京都市右京区西院平町6三喜ビル1階に置く。

(付則)C I Lアクスペの設立年月日は2008年4月1日とする。また、この規約の施行年月日は2008年4月1日とする。